

# 就学援助制度について

この制度は小学校、中学校、義務教育学校に就学するお子様のご家庭で、経済的な理由により、教育費に困っておられる保護者に対し、学用品費や修学旅行費、給食費等の一部を援助するものです。受給を希望される保護者の方は、「就学援助費交付対象者認定兼交付申請書」を就学先の小・中学校（小学校と中学校の両方に在学者がある場合はいずれかの学校）に提出してください。



## \* 対象となる方

生活保護法による保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活に困窮している方

- ・生活保護が停止又は廃止になった方
- ・障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方（市民税が非課税となっている方）
- ・市民税の減免、国民年金保険料の減免を受けている方
- ・国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方
- ・生活福祉資金による貸付を受けている方
- ・その他特別な事情によりお困りの方

\* 認定にあたっては、ご家族の収入や生活状況などから総合的に判断し、援助が必要かどうか決定します。



## 申請手続き

- ① 学校へ申し出、「就学援助費交付対象者認定兼交付申請書」を受け取ってください。  
申請書は、以下のページからダウンロードもできます（鳥取市教育委員会 HP）  
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1545965145002/index.html>
- ② 就学援助交付申請書及び添付書類、所得課税証明書等を学校へ提出してください。  
（現在受給されている方も、年度ごとに申請していただく必要がありますので、期限までに申請していただくようご注意ください。）
- ③ 認定が決定します。（鳥取市教育委員会にて）
- ④ ご家庭への認定結果を通知します。
- ⑤ 年度中途での申請も随時受け付けていますが、認定月以降が支給対象となります。  
※15日までに受付した場合は、申請した月から、それ以降は翌月からの支給となります。（15日が土日祝日の場合はその前の日となります。）

\* 不明な点は、学校へ遠慮なくお尋ねください。

（様式）

- ・ H31 就学援助費交付対象者認定兼交付申請書（PDF 文書）
- ・ 申請書記入例（PDF 文書）
- ・ H31 就学援助手続きのお知らせ（PDF 文書）

